

(郡山市農産加工センター条例の一部改正)

第30条 郡山市農産加工センター条例(平成6年郡山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前					
別表(第6条関係) 実習室及び附属設備使用料					別表(第6条関係) 実習室及び附属設備使用料					
実習室及び附属設備の名称		使用料			実習室及び附属設備の名称		使用料			
		午前8時30分から 午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午前8時30分 から午後5時まで			午前8時30分 から午後5時まで	午後1時から 午後5時まで	午前8時30分 から午後5時まで	
第1 実習室	みそ製造設備	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>	第1 実習室	みそ製造設備	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,500円</u>	
	漬物加工設備	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>		第2 実習室	漬物加工設備	<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>900円</u>
	ジュース製造設備	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,600円</u>			ジュース製造設備	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,100円</u>
	ジャム製造設備	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,600円</u>		ジャム製造設備	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,100円</u>	